

奈良医大白菊会に関する質問と回答

(1) 系統解剖とはどういうことですか。なぜ遺体が必要ですか？

答え 大学での人体解剖には3つの種類があります。

1つめは系統解剖です。正常解剖とも言いますが、医学生や若手医師が人体の仕組み・構造を研究するための解剖です。

2つめは病理解剖です。病気の進行具合や、治療の効果及び今後の病気の対策を研究するために役立ってます。

3つめは法医学解剖です。異状死体の死因究明をするために行うものです。

奈良医大白菊会が目的としていますのが、主に1つめの系統解剖に献体することです(※)。

医学生が、医学の基礎となる人体の構造を、ただ知識としてではなく、実際にご遺体の血管・神経・筋肉・内臓等にふれて、自分の目と手で確かめながら習得します。また、それだけでなく、「医師になるために、自分の体を使って勉強して下さい」という願いを込めて献体していただいた方のご意志や、ご遺族のご厚意に対して、学生は感謝の気持ちと、その期待に応えなければならないという責任と自覚を養うこととなります。このために、ご遺体が必要となっています。

(※お預かりしたご遺体は系統解剖だけでなく、医学研究のためにも使わせていただくことがあります。)

(2) 奈良医大白菊会は、いつ頃、どうしてできた会ですか？

答え 昭和46年の中頃、医学教育・研究に欠くことのできない解剖に自分達の身体を提供しようという尊い志の篤志家が50数名にも達し、同じ志の篤志家が、お互い健康を保ちながら、時には励まし、時には慰め合う場を結成しようということから、話が進んで、大賀正祐・池田保治郎・中川潔・中谷松太郎・篠木寿清の諸氏が発起人となって、皆さんに働きかけていただきました。

昭和46年8月30日に発起人の会合がもたれ、設立の趣旨、

会の名称、規約等が協議されました。そして、10月2日医科大学本館大会議室において白菊会設立総会が開かれ、初代理事長に大賀正祐氏が選出され、ここに奈良医大白菊会が設立されたのであります。

(3) 入会する際に、資格や条件と言ったものがありますか？

答え 奈良県又は奈良県に隣接する市町村にお住まいの、満50才以上の方で、ご家族も入会に同意していただいております。結核、肝炎、HIV、MRSA感染症など重篤な感染性のご病気を持たれていない方とさせていただきます。

(4) 同意者は誰でも良いのですか？

答え 同意者は必ず必要です。自分の一番身近な人、例えば配偶者やご家族等をお願いします。

(5) 途中退会や、遠方への転居は可能ですか？

答え 入会后いろいろな事情やお気持ちの変化などで、退会されるのは全くの自由です。お申し出により会員名簿から抹消させていただきます。

県内への転居の場合は、電話かハガキをいただくと名簿を訂正致します。

なお、県外へ転居された場合は退会扱いとなりますが、転居先の団体に入会していただくこともできます。

(6) 入会すると何か特典がありますか。例えば、診療等で特別な便宜が図ってもらえますか？

答え 入会者に対して、お尋ねのような診療・経費などの面での優遇措置や特典などは何にもありません。献体をしていただくことは、純粋な善意によるものですから、物的に見返りをさせていただくことは、かえって会を設立した趣意や精神に反することにもなるからです。献体にあたっては、お体を無条件・無報酬で提供していただくこととなります。

(7) 入会する際に、入会金は必要ですか。また、会費や解剖に要する経費の負担はありますか？

答え 入会金や会費など一切不要です。また、解剖に要する経費・火葬費などは大学が負担いたしますから、ご遺族に負担をお願いすることはありません。

(8) 以前に手術をしたことがありますか、支障はありませんか？

答え 基本的には支障ありません。

(9) 会員が死亡した場合、家族はどのようにすればよいのですか？

答え 会員の方が亡くなられ、ご遺族の皆さんが献体に承諾していただける場合は、奈良県立医科大学教育支援課（0744-22-3051 内線 2214）へ電話してください。

土・日・祝祭日も電話を受付けています（電話交換手が対応し、後ほど担当者から電話をさせていただきます）が、夜間から早朝は担当者からの連絡ができない場合がありますので、できるだけ9時～17時の間をお願いします。

ご連絡をいただく際は、ご遺体をお預かりする日時及び場所をご指示ください。

なお、夜間（夕方5時から朝9時）及び年末年始（12月31日

～1月3日)は、ご遺体のお預かりはできませんので、御了承下
ださい。

また、葬儀を執り行われる場合は、棺内にドライアイスを入れ、
遺体が傷まないようにお願いします。

ご遺族の方には、①死亡診断書 ②火葬許可書を準備していただくとともに、③職員が持参する解剖承諾書に署名押印をしていただきます。

ご遺骨の返還には2年ほどかかりますので、その間、遺爪や遺髪が必要とお考えの場合は、お引き取りに伺うまでにご遺族でお取り置き下さい。

(10)「同意書」と「解剖承諾書」について、説明してください。

答え 「同意書」は、白菊会に入会の際に、家族や近親者若しくは死後の処理を託される人の同意を得ておき、関係者への周知を明確にしておくためのものです。

「解剖承諾書」とは、死体解剖保存法に基づいた「解剖に関する遺族の承諾書」のことをいい、会員が亡くなられたときにご遺族の方から提出して頂くものです(用紙はご遺体をお預かりするときに職員が持参します)。

承諾書がないとご遺体をお預かりすることができません。入会時の同意書があっても、死亡された時に関係者の中に、「何もそれほどしなくても」というご意見があれば、折角の会員のご意志が果たせないこともあります。このため、入会するときには、ご自身の意志について、ご家族等の十分な理解を得ておいて下さい。

(11) 旅行中とか、遠隔地で亡くなったときはどうなりますか？

答え 旅先が近府県以外の遠方の場合は、奈良医大からご遺体をお預かりに行くことができません。ご遺族の希望により亡くなられた地の大学へご献体できるよう配慮させていただきます。

また、遠隔地に長期滞在されるときなども、ご希望があれば最寄りの献体篤志家団体に加入することもできます。

(1 2) 献体をすると、葬儀が出来ないということはありませんか？

答え その心配はありません。告別式が終わり火葬場へ出棺するまでは普通の葬儀と同じで結構です。ただ献体の場合は、霊柩車で移送は火葬場ではなくて、大学へご遺体を移送いたします。
なお、霊柩車は大学から手配してお迎えに上がります。

(1 3) 献体すると遺骨が返還されるまでに2年以上もかかるのはなぜですか？

答え 大学では、ご遺体をお預かりしてから防腐処置をして、解剖に適する状態にするのに約6カ月程度を要します。
また、解剖実習は毎年秋から冬の時期に行われるため、その年の実習に使用しないときは、翌年の実習まで保管されることとなるため、どうしても2年位要することをご理解ください。

(1 4) 解剖実習は誰がするのですか？

答え ご遺体は医学科2年生の解剖実習に提供し、基本的な人体構造の理解のために解剖させていただきますが、若手医師の教育を目的として解剖を行う場合もあります。
これらの解剖はいずれも、「医学及び歯学の教育のための献体に関する法律」と「死体解剖保存法」という法律に則り、医学部の解剖実習室において、解剖学を担当する講座の教授や教員の指導のもとで行われます。

(1 5) 遺骨は、どのようにして返還されるのですか？

答え お預かりいたしましたご遺体は、2～3カ月間に亘る解剖実習のあと、1体ずつ丁寧に榎原市宮齋場で火葬の上、ご遺骨とさせていただきます。
この時に、ご遺族の方に、ご遺骨のお返しについてのお知らせと、分骨の有無・ご都合の良い日時等についてお尋ねさせていただ

だきます。

なお、ご遺骨は大学でお返しさせていただきますが、ご遺族のご希望によってはご自宅へ持参させていただくこともできます。

また、ご遺族からの申し出や、ご遺族のおられないご遺骨については、高野山へ納骨させていただくこともできます。

(16) 解剖体の慰霊祭は、どのようなものですか？

答え 慰霊祭は、大学が毎年解剖（系統解剖及び病理解剖）させていただいたご遺体のご冥福を祈り、御霊に感謝とお礼の気持ちを捧げるために、ご遺族や白菊会会員ならびに関係者と共に、9月下旬に大学の大講堂で無宗教による献花方式で行われます。

ご遺族や白菊会会員には、慰霊祭開催のご案内を差し上げますが、ご遺族へのご案内は亡くなられてから5年間とさせていただいております。申し訳ございませんが、それ以降の開催日時は奈良県立医科大学教育支援課までお問い合わせください。

(17) そのほか、献体をするにあたって注意することはありますか？

答え 献眼登録（アイバンク登録）をされている場合は、片眼のみにしてください。臓器提供については、献体との両立が困難ですので、どちらかにしてください。

また、献体登録をしていますが、亡くなられた原因によっては、お引き取りできないこともあります。例えば、交通事故などにより損傷が激しい場合や不慮の事故などで司法解剖が行われた場合、重篤な感染性の病気（結核、肝炎、HIV、MRSA 感染症等）の場合などです。これらの場合は、申し訳ありませんが、献体をご遠慮願うこともあります。